

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁				
080010	小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区	-	-	医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、療の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。	【提案理由】本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校ともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちが地域の学校で受け入れ教育を進めており、療の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよく知り信頼関係も深もてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒への医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。 【条件】■主治医等による指導・連携のもと、実践的な研修を行う。■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、委託する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。	-	-	本提案で求められている特例措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。													1011010	真面目市	大阪府	文部科学省 厚生労働省			
080020	山形ものづくり人材育成特区の設置	学校教育法第108条第7項、第122条、第132条等	大学に編入することができる者について、法令上、①短期大学を卒業した者(第108条第7項)、②高等専門学校を卒業した者(第122条)、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(第132条)が規定されています。	「山形ものづくり人材育成特区」において、即戦力となるものづくり技術者を育成するため、現行法では認められていない、山形県立産業技術短期大学校(以下「産業技術短期大学校」という。)から山形大学工学部への編入が可能なものとする。このように、(学校教育法第124条中)当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに係る特例	やまがた新ものづくり技術者を支える技術者の育成・高度化を図るため、「ものづくり人材育成特区」を設ける。具体的には、高度専門知識の付与をとおして、ものづくり技術力の向上を図り、全県あげて即戦力となるものづくり技術者を育成する。 山形県立産業技術短期大学校(以下「産短大」という。)卒業生は県内の企業等への就職のほかに、商社卒生等の一層の高度化を図ることが、本県ものづくり産業群の持続的発展に直ちに結びつくものとなっている。 このため、当面は、短期大学や高等専門学校へ編入する大学と同様に、産短大から山形大学工学部へ編入することができるよう特例措置を設ける。 この特区計画を行うことにより、まず実践力を身に付け、効果的な職業教育を受けた若者が、その実績の上により論理的で高度な教育を受けて特色ある成長過程を経験して大きく育ち、その数はわずかもあっても、地域より活性化する人材とらえたい。また、このような場があることは、ものづくりへの人の流れを確かなものとするに繋がり、ものづくり人材の質向上が図られるとともに、ものづくり人材の裾野を拡大し、新ものづくり産業群の強化が図られるものである。	F	I	大学を卒業するために必要な修業年限は4年とされています(学校教育法第87条)。大学への編入はこの原則の例外に当たるものであることから、編入前期の学校等における教育等が、編入を受け入れる大学における卒業同等以上であるに相当する制度上の担保が法令において存在するものに限定して認められています。このため、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすもの、の卒業生について、法律上、編入が認められているものです。 職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられており、編入資格は学校制度の根幹に関わる問題であり、全国に統一して取り扱うことが必要であることから、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難です。ただし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み(大学設置基準第29条等)の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討してまいります。	右提案主体からの意見を踏まえ、回答された。	提案の実現に向けて、全国一歩で対応を検討していただけるとの回答であり、本県にとりては、喫緊の課題でありますので、速やかな検討をよろしくお願いいたします。	F	I	今後速やかに、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み(大学設置基準第29条等)の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討してまいります。										1020110	山形県、山形大学工学部	山形県	文部科学省 厚生労働省	
080030	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準(平成十五年三月三十一日文部科学省告示第四十五号)	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	【(具体的事業の実施内容)】 都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備地区に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核として地域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。 【提案理由】 鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる。産業動物分野、公務員衛生、食品衛生などの分野の獣医師の重要性が増しているが、わが国ではベトナム産の産産が当該分野への人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。大学の獣医学部は現在全国930人の定員の内、西日本には国立大学の165人しか割り当てがなく、意識調査に回答のあった四国の公務員獣医師の85%が偏在を認識しているが、四国にはつも獣医学部がないことから、研究拠点や研修施設も限られている。上記分野の獣医師確保は危機的な状況にある。このため、こうした課題に対応する教育課程や教員配置を行う大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。この獣医学部(入学定員の地域枠の設定や奨学金制度などを組み合わせた)、四国への人材供給を促す。また、農水省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物の高次医療の展開に貢献できる。併せて、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ることで、地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。	獣医系大学は、11都道府県に設置され、各大学には県境を越えた広い地域から集まっている現状からすると、貴県ご指摘の教育機会の均等について四国地方がその他の地域と比べて、直ちに均等に育っている状況にはなく、また御指摘の地方自治体勤務獣医師の不足と獣医系大学の所在の有無との関係は、必ずしも明らかではないと考えています。 獣医師の需給規模等については、平成19年5月に農林水産省の検討会において取りまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」によると、獣医師の需給に關し全体としては明確な供給不足という見解は示されていません。これを踏まえ、愛媛、農林水産省において、平成22年度開始を目標に獣医師法に基づく獣医師の供給体制の整備のための基本方針」の策定に向けた審議が行われていますが、その中で、獣医師の活動分野や地域の偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医に従事していない要因を分析し、必要な取組について審議が行われると聞いています。文部科学省としても獣医学教育の現状と課題等の情報を提供しつつ、策定された基本方針等を踏まえ、適切に対応していきます。 また貴県市からの説明資料にある、四国四県の公務員獣医師に対する意識調査によれば、回答中約半数(213人中96人で回答中最多)が、「四国で獣医師を養成しても卒業生はあまり四国に定着しないのではないか」という回答をしています。 この点に關し、公務員獣医師の定着確保対策としてある県では、処遇の改善(初任給調整手当、専門職ポストの整備等)や受給者増対策(採用試験見直し、奨学金)等といった取組を実施することで、受給者及び採用者の増(平成19年度3人→平成20年度17人)、早期退職者数の減(平成19年度8人→平成20年度0人)等の効果が現れているところです。 また、その他いくつかの県においても、同様の取組を行っているとも承知しています。 今後、愛媛県におかれては、新たな都道府県計画の策定に向けて、ごいただいた他県の取組も参考にしつつ、現在の枠組みにおいても取組可能な地方自治体勤務獣医師の確保の方策、例えば、県内外の獣医に従事してない免許保有者の活用や新規就業者の確保のための処遇改善や奨学金制度の導入等、様々な方策を検討されるものと期待しています。 なお、文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員について、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であるとと考えています。 さらに、文部科学省においては、昨年12月に獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議を開催し、社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在などの課題に対応した教育内容や質の保証等について検討しているところであり、その中で産業動物分野や公衆衛生分野を取り巻く課題についても、全国的な課題として改善方策について検討しています。	C	III	農水省の検討会報告書でも四国の今後の獣医師不足は明らかで、今後他県同様、獣医師確保対策を検討していただく、そのみでは産業系等の獣医師確保を図ることは困難である。本提案は、獣医学部のない四国の高校生に教育機会を与えることとは別に、貴省の協力者会議で改善が議論されている教育体制「カリキュラムを明確にした高い水準の獣医師養成を行うと共に、産業動物・公衆衛生コース等を設けて、入学段階から動機付けを行うものとする。併せて地域入学枠を設け、奨学金制度を創設することで四国への獣医師の定着を目指す。また、本提案は政府の緊急経済対策の特区による国民潜在力の発揮や地域再生にも寄与するものである。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員について、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であることから、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。 現在、政府においては、6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフ・ノーマライゼーションによる健康大国戦略等を検討するとしていす。このため、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であるとと考えています。 なお、獣医系大学は現在11都道府県に設置され、各大学には県境を越えた広い地域から学生が集まっており、文部科学省が16獣医系大学に対して行った調査結果によると、愛媛県出身者は10人(平成19年度卒業生数(以下同じ))と、獣医系大学が所在している岩手県(7人)、宮崎県(7人)、鳥取県(5人)、青森県(2人)よりも多い現状にあり、貴県ご指摘の教育機会の均等については、直ちに均衡を失しているという状況にはありません。	C	III	現在、政府においては、6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフ・ノーマライゼーションによる健康大国戦略等を検討するとしていす。このため、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であるとと考えています。 なお、獣医系大学は現在11都道府県に設置され、各大学には県境を越えた広い地域から学生が集まっており、文部科学省が16獣医系大学に対して行った調査結果によると、愛媛県出身者は10人(平成19年度卒業生数(以下同じ))と、獣医系大学が所在している岩手県(7人)、宮崎県(7人)、鳥取県(5人)、青森県(2人)よりも多い現状にあり、貴県ご指摘の教育機会の均等については、直ちに均衡を失しているという状況にはありません。											1030110	今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
080040	日本の通制制高校が海外に在籍を生徒として受け入れることを可能とする。	学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条	我が国の高等学校教育を受ける者の居住地に関する規制は設けられていない。	【(具体的事業の実施内容)】 日本の通制制高校が、海外に在籍する者(日本人及び外国人)を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れる。 【提案理由】 現行法令(学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条)では、通制制高校は、海外に在籍する者の受け入れはできないと解釈されている。日本の通制制高校が、海外に在籍する者を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れることは、我が国高等教育機関への留学者数を拡大する効果を期待できる。インターネットによる双方間通信によって国内の生徒と同様に、海外に在籍する者に対しても、生徒の実態を把握した計画的・体系的な指導が可能となっている。インターネットによるグローバル化の機軸に、通制制高校の生徒を国内に住所を有する者に限る規制に意義があると思えない。	現行法上、我が国の高等学校教育を受ける者の居住地に関する規制は設けられていないことから、ご提案の内容は、現行においても実現可能であると考える。 (ただし、現行制度では必ずしも海外に在籍する生徒に対する通制制教育は想定されておらず、国内に在籍する生徒に対する地域の通制制と同様の手続きがないことから、ご提案の内容がより適切に実現できるよう、今後、必要な手続きの整備などを検討していくこととしております。)これらについて、今年度中に関係省庁に趣旨を周知したいと考えています。	B-1	-													10307010	ルネサンス・アカデミー株式会社	東京都	文部科学省				

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
080050	専修学校設置基準の緩和(生徒数の下限の緩和)	学校教育法第124条第3号	専修学校における生徒については、「教育を受ける者が常時40人以上であること」とされており、最低40人の生徒数が必要となります。	専修学校の設立にあたっては、学校教育法第124条第1項第3号により、「教育を受ける者が常時40人以上であること」が必要とされている(例外規定無し)。この基準を緩和し、40人未満でも設立可能とする。	事業概要: 現在規定されている専修学校の生徒数下限40人、専任教員数は最低3人の規制を緩和した専修学校を設立。 少人数の教育により効果的となる、ディスカッション型や実習型のカリキュラム等を中心に行うことにより、実践的なスキルを身に付けた人材を育成し、卒業後に県内で活躍する人材の輩出を目指す。 提案理由: 収容生徒数が40人以上であることの法規制の根拠に、現況に合った合理性がない、少子化が進む中で、福井県において高校生以上の生徒数は大都市圏とは大きな隔りがある。平成20年の福井県の高校生以上の生徒数は24千人と全国で5番目に少なく、都道府県平均の1/3程度。高校生の進路選択において、福井県では地元で選択できる専修学校は限られている。福井県の専修学校の数は21校(平成20年)で全国でも番目に少なく、専修学校の生徒数は全国で一番少ない。このような福井県の現状で、全国一律の専修学校設置基準で新たな専修学校の設置は容易ではなく、福井県の高校卒業者の半数以上は県外へ進学、就職している。このような状況で、福井県の企業で就職して活躍してもらえないようなビジネス人材を育成する、地域独自の状況に柔軟に対応した専修学校を設立する。生徒数の下限緩和、専任教員数の下限緩和、校地・校舎は小規模で対応することにより運営経費負担が軽減され、生徒数20人程度でも健全運営が可能。校舎に隣接する店舗が実習施設として実践的なカリキュラム運営に大きく貢献。非常勤講師は、講師以外の業務として実際の営業活動も行うので担当のカリキュラムへ実際の営業活動を密接に反映させることで、実践的なカリキュラムが可能となり、講師経費負担の軽減にも繋がる。	C	—	専修学校制度は、従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図るため創設されたものです。このため、専修学校における一定規模の組織的な教育活動を維持し、教育条件の質を担保するためには、生徒数の最低基準は必要であると考えます。したがって、生徒数の最低基準を緩和する旨のご提案の内容を、特区として導入することは困難です。 なお、40人以下の生徒数で設置することが可能な学校種として、「各種学校」というものがござります。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現在の社会が求めている主体性のある判断力や人間力の養成に有効なディスカッション型授業や実習型のカリキュラムの実施を考えると、40名よりもむしろ30名程度で実施可能な何回も発言できる人数の方が教育水準の維持には効果的であり、実社会が求めている教育である。40名では教師の目が行き届かないというところは、職務教育のクラスの生徒数に関する議論で周知の通りである。生徒数の最低基準である40名という数字の根拠を示していただけませんか。各種学校では、専門士の称号の取得、大学3年生への編入が出来ないので、意欲のある生徒の受け入れができません。地域人材の育成につながらないので、専修学校で希望いたします。	F	—	専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、専修学校を含めた学校における今後のキャリア教育・職業教育の在り方に関する中央教育審議会での議論等を踏まえながら、平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討していきたいと考えています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現在の社会が求めている主体性のある判断力や人間力の養成に有効なディスカッション型授業や実習型のカリキュラムの実施を考えると、40名よりもむしろ30名程度で実施可能な何回も発言できる人数の方が教育水準の維持には効果的であり、実社会が求めている教育である。義務教育でもクラスの定員40名の引き下げの議論がなされていますが、専修学校でも同様に生徒数の下限を30名程度に緩和することを特区制度を活用して、まず福井県で社会実験することを提案します。	F	—	ご指摘の観点も踏まえながら、前回は回答させていただきましたとおり、専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、専修学校を含めた学校における今後のキャリア教育・職業教育の在り方に関する中央教育審議会での議論等を踏まえつつ、平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討していきたいと考えています。	地域コミュニティ型専修学校構想	1038010	株式会社大津屋	福井県	文部科学省		
080060	専修学校設置基準の緩和(教員数の下限の緩和)	専修学校設置基準第17条第2項	専修学校における教員については、「専任の教員の数は、三人とされており、最低3人の専任教員が必要となります。」	専修学校設置基準第17条第1項別表第一において、専修学校の教員数は最少でも3人以上が必要とされている。「生徒数の下限の緩和(提案中)」に伴い、教員数についても下限を緩和し、専任教員数を1人以上とする。	事業概要: 現在規定されている専修学校の生徒数下限40人、専任教員数は最低3人の規制を緩和した専修学校を設立。 少人数の教育により効果的となる、ディスカッション型や実習型のカリキュラム等を中心に行うことにより、実践的なスキルを身に付けた人材を育成し、卒業後に県内で活躍する人材の輩出を目指す。 提案理由: 収容生徒数が40人以上であることの法規制の根拠に、現況に合った合理性がない、少子化が進む中で、福井県において高校生以上の生徒数は大都市圏とは大きな隔りがある。平成20年の福井県の高校生以上の生徒数は24千人と全国で5番目に少なく、都道府県平均の1/3程度。高校生の進路選択において、福井県では地元で選択できる専修学校は限られている。福井県の専修学校の数は21校(平成20年)で全国でも番目に少なく、専修学校の生徒数は全国で一番少ない。このような福井県の現状で、全国一律の専修学校設置基準で新たな専修学校の設置は容易ではなく、福井県の高校卒業者の半数以上は県外へ進学、就職している。このような状況で、福井県の企業で就職して活躍してもらえないようなビジネス人材を育成する、地域独自の状況に柔軟に対応した専修学校を設立する。生徒数の下限緩和、専任教員数の下限緩和、校地・校舎は小規模で対応することにより運営経費負担が軽減され、生徒数20人程度でも健全運営が可能。校舎に隣接する店舗が実習施設として実践的なカリキュラム運営に大きく貢献。非常勤講師は、講師以外の業務として実際の営業活動も行うので担当のカリキュラムへ実際の営業活動を密接に反映させることで、実践的なカリキュラムが可能となり、講師経費負担の軽減にも繋がる。	C	—	専修学校の教員組織の充実を図り、専修学校における教育内容の一定水準を保障するため、組織的、継続的な教育活動を行う上で最低限必要な専任教員数を3人と定めていただくことで、専任の教員の最低基準を緩和する旨のご提案の内容を、特区として導入することは困難です。 なお、「各種学校」であれば、最低3人の教員は必要となりますが、専修学校と異なり、その全てが専任教員である必要はございません。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	株式会社立の専修学校において、専任講師と認められる判断定義は、同株式会社の専任社員として講師としての資格を有し、講師を務めれば専任講師として判断出来るのではないか。	D	—	専任教員とは、当該学校の教育に本務として従事する者というものであり、複数の学校で教員の職に従事する者であっても、当該学校の側の職務に主として従事しているのであれば、その教員は、当該学校の専任教員に当たることになる一方、例えば、学校の設置者たる株式会社(に)専任講師として従事しているのであれば、その者は当該学校の専任教員としては認められません。したがって、ご提案のケースについても、既に株式会社(に)雇用されている従業員(講師)の中から3人以上を当該専修学校の専任教員として発令し、当該専修学校の職務に本務として従事させることとすれば、(他の所要の基準・要件も満たすことを前提として)専修学校の設置が可能となるものと考えます。	D	—		地域コミュニティ型専修学校構想	1038020	株式会社大津屋	福井県	文部科学省				
080070	文化財保護法の緩和	文化財保護法	史跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を得なければなりません。また、許可するかどうかについては、同法において、文化審議会に諮問することとされており、文化庁長官は文化審議会(専門家)による意見を踏まえて、判断しています。	城郭等の復元は、文化庁が定めた「歴史的建造物の復元の取扱い基準」に基づいて、復元の根拠となる指図(絵図面)・絵面・写真・模型・記録等の精度が高く負数の史料の存在が乏しい盛岡城は、復元は極めて難しいです。盛岡城の構造は大坂城に非常に似ています。豊臣秀吉の腹心、遠野長政が南郡氏の城作りを熟知し、おそらく大坂城を築いたのではと推測されています。文化財保護法を緩和し、盛岡城を復元することができるようにしていただきたい。 【関係法:文化財保護法第125条:史跡名勝天然記念物に関するその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない】	京都、盛岡市は、特別な産業もありませんし誘致企業の誘致できる工業団地等もな経済が、冷え切っています。多くの宿泊施設は、空っぽですが、観光地もありません。盛岡城は、盛岡市の中心にあり城跡を中心に城下町の街並みを残しています。城跡の周辺には、百軒街や商店街が、広がっており盛岡市からも徒歩15分位の距離にあります。盛岡城は、会津若松城ととも東北三名城と言われてきました。また奥羽の城で、正式に天守を持つとされているのが、会津若松城と盛岡城のみです。盛岡城は、国の史跡に指定されています。現在城は、取壊され石垣しか残っていません。城郭等の復元は、文化庁が定めた「歴史的建造物の復元の取扱い基準」に基づいて、復元の根拠となる指図(絵図面)・絵面・写真・模型・記録等の精度が高く負数の史料の存在が必要となりますので、城郭等の史料が乏しい盛岡城は、復元は極めて難しく現状の資料だけでは、復元許可は、出せません。盛岡城は、平面図と写真と絵面しか残っておりませんが、盛岡城の構造は大坂城に非常に似ています。豊臣秀吉の腹心、遠野長政が南郡氏の城作りを熟知し、おそらく大坂城を築いたのではと推測されています。文化財保護法を緩和していただき、盛岡市民一体として盛岡城を復元し盛岡市のシンボルとし観光客を増やし冷えきった盛岡を盛り上げる唯一の方法と考えます。	C	I	文化財保護法により史跡に指定された区域内に復元等の目的で建造物を建てる場合には、文化財保護法第125条の規定に基づき、現状変更の許可が必要となります。現状変更については、一律に禁止しているのではなく、当該行為の遺構への影響や歴史的景観への影響等を、文化審議会への諮問を通じて、専門的見地から総合的に判断することとしています。 史跡は、貴重な国民的財産であり、万が一不適切な現状変更等を行い文化財としての価値を損ねてしまったり取り返しがつかなくなるため、このような制度を設けています。 このように、文化財保護法に基づく現状変更の許可の制度は、国民的財産である文化財を守ることを目的としており、一定の地域に限って特例措置を認めることは困難であると考えます。	C	I		C	I									1051010	盛岡商工会 議事所	岩手県	文部科学省